

## 水道使用量等のお知らせの有料広告掲載に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新潟市水道局が発行する水道使用量等のお知らせ（検針票）の有料広告物（以下「広告」という。）掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載基準)

第2条 広告掲載の内容は、次の各号に掲げる事項に該当しない場合に限り、掲載することができる。

(1) 政治又は宗教に関するもの

(2) 選挙に関するもの

(3) 社会問題についての意見広告を内容とするもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に掲げる風俗営業に関するもの

(5) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益となると認められるもの

(6) 公序良俗に反する内容のもの

(7) 前各号に定めるもののほか、広告を掲載することが適当でないと管理者が認めるもの

### (広告掲載期間)

第3条 広告掲載を認める期間は、原則として4月1日から3月31日までの1年間とする。ただ

し、管理者が必要と認めるときはこの限りでない。

#### (広告掲載の申込)

第4条 広告掲載の依頼者（以下「広告主」という。）は、管理者が定める申込期日までに、様式第1号により見本を添えて広告掲載の申し込みを行うものとする。

#### (広告審査委員会)

第5条 広告の掲載に関し、次の各号に掲げる事項の審査、協議、決定等を行うため、広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 広告の内容に関すること
- (2) その他広告掲載に関すること

#### (委員会の組織等)

第6条 委員会の委員は総務部長、経営管理課長、総務課長、経理課長、営業課長及び管路課長とし、委員長は総務部長とする。

- 2 委員長は、広告掲載の申込があったときに委員会を招集する。ただし、委員長が当該掲載内容について、審査等が不要であると認めるときは、回議をしてこれに代えることができる。
- 3 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員会の事務局は、営業課に置く。

(委員会の報告)

第7条 委員長は、前条の規定により委員会を開催したときは、議事等の結果を管理者に報告しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 広告掲載者は、第5条の規定による審査に適合した広告主による入札で決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、審査に適合した広告主が一者である場合は、当該広告主に決定する。

(契約の締結)

第9条 前条の規定により掲載する広告を決定したときは、広告主に通知するものとし、広告の掲載を決定した広告主と広告掲載に関する契約を締結するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、前条に定める契約締結後、広告掲載料を速やかに前納するものとする。

(雑 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載の取扱いに必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これを適宜修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。